みんなで築こう　人権の世紀

- 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 -

6月1日は人権擁護委員の日です

人権相談所開設のお知らせ

子どもの人権や女性差別などの悩みを抱えていませんか？
法務省人権擁護委員が無料で相談をお受けしています。

○子どもの人権(虐待・いじめなど)
○女性相談(職場・家庭での男女差別など)
○家庭内のもめごと(離婚・相続など)
○近隣とのトラブル(騒音・いやがらせなど)
○同和問題
○そのほか、いろいろなもめごとでお困りの人は、お気軽にご相談ください。

1回目
とき　6月3日(月)午前10時～午後3時
ところ　市役所第二庁舎1階第5会議室
相談者　法務省人権擁護委員

2回目
とき　6月13日(木)午前10時～午後3時
ところ　市役所第二庁舎2階第2会議室
相談者　法務省人権擁護委員

※左記相談日のほか、市では毎月第2木曜日(祝日の場合は翌日)、さいたま地方法務局久喜支局(久喜市本町4-5-28)では、毎週月曜・木曜日にも随時相談をお受けしています。

問合せ　人権推進課☎(43)1111内線162
さいたま地方法務局久喜支局☎(21)0215

なくそう差別　わたしの街から職場から

市職員人事異動

4月1日付けで行った市職員の異動者(課長級以上)をお知らせします。

平成25年度新規採用職員は一般行政職21人、平成24年度の退職者は33人で、消防職員85人は埼玉東部消防組合へと移行し、4月1日現在の職員総数は329人(市長・副市長・教育長を除く)となりました。

問合せ
庶務課☎(43)1111内線232

▼部長級

職名	氏名
市民生活部長	松本　茂之
健康福祉部長	谷口　一恵
水道部長(兼)下水道課長	根岸　孝治
教育次長	大澤　一男

▼課長級

職名	氏名
建設経済部参事	桑原　泰之
会計管理者(兼)会計課長	小川　肇
財政課長	遠藤　正行
市民課長	張ケ谷道雄
保険年金課長	手島　秀明
環境課長	神田　敏伸
社会福祉課長	木曽　一嘉
介護福祉課長	小川　昭行
子育て支援課長	栗田　和江
健康増進課長	根本　晴美
建築指導課長	小森谷　進
農業振興課長(農業委員会事務局長併任)	百瀬　修
商工観光課長	杉田　和洋
道路河川課長	尾崎　武
産業団地整備推進室長	関根　一勝
水道管理課長	野川　英夫
議会事務局長	丸山　洋之
監査委員事務局長	柳下　桂司
学校教育課長	髙野　治
学校教育課副参事兼吉田幼稚園園長	槇島　玲子
社会教育課長	金子　光夫

教職員人事異動

4月1日付けで、それぞれの学校に転入した教職員(校長・教頭)をお知らせします。

問合せ
学校教育課☎(43)1111内線632

▼校長

学校名	氏名
八代小学校	佐怒賀清一
さかえ小学校	藤﨑　顕孝
幸手中学校	横山　安男

▼教頭

学校名	氏名
幸手小学校	田口　裕哲
権現堂川小学校	吉野　知美
上高野小学校	遠藤　喜夫
行幸小学校	梅澤　祐一
西中学校	白井　達男

圏央道およびインターチェンジ周辺整備の進捗状況について

圏央道整備事業

市内の首都圏中央連絡自動車道（圏央道）については、現在、国により整備が行われています。

平成 24 年度は、橋脚の工事がおおむね完了し、インターチェンジ部分などの一部区間では道路の骨格となる橋げた部分の工事（上部工）が行われました。

平成 25 年度も上部工が順次行われていく予定であり、早期開通に向け着実に整備が進められています。

産業団地整備事業

市では、圏央道の整備に伴なう交通利便性の向上や一体的な土地利用を図れる優位性を考慮し、第 5 次幸手市総合振興計画基本構想において、インターチェンジの東側に隣接する地区『幸手インターチェンジ（仮称）東側地区』を工業系ゾーンと位置付け、埼玉県企業局を事業主体とした産業団地整備事業を進めています。

決定された都市計画の主な内容

都市計画名称	内　　容
区域区分	地区を市街化区域に編入
都市計画道路	地区内の都市計画道路の交差点形状を修正
用途地域	地区を工業地域に指定
防火・準防火地域	地区を準防火地域に指定
下水道	地区を下水道区域に指定
地区計画	地区の建築物を制限

この事業に先立ち、地区を市街化区域に編入するための都市計画手続きを完了し、併せて、関係条例を施行しました。

今後、この都市計画の内容に則したまちづくりに向け、産業団地整備事業を進めていきます。

今回決定された都市計画のうち、地区計画においては、建築物の制限として、建築できない建物の種類、敷地の最小面積、敷地境界から建物までの距離、建物の最も高い部分の高さ、敷地境界の垣・さくの構造、敷地内の緑化の割合について定めていますが、地区計画に沿ったまちづくりがより確実に行われるよう、市では、「幸手市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」を制定し、周辺環境と調和した産業団地整備に努めていきます。

企業誘致の推進

現在、市では、市内経済の活性化に貢献する優良な企業の立地を推進するため、企業誘致活動を積極的に実施しています。

この企業誘致活動の一環として、企業進出により市内産業の振興や雇用の機会を拡大することを目的として、この地区へ進出する企業に対して奨励措置を講じるための「幸手市幸手中央地区産業団地企業誘致条例」を制定し、企業が進出しやすい環境の整備を進めています。

乱開発抑止基本方針の一部変更

産業団地の整備に伴い、「幸手市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」の重点抑止エリアは産業団地部分が除外され、一部変更となりました。

問合せ

圏央道整備事業、乱開発抑止基本方針の一部変更については
都市計画課
☎ (43)1111 内線 562
FAX (43)7656

産業団地整備事業、企業誘致の推進については
産業団地整備推進室
☎ (43)1111 内線 542・543
FAX (43)7656